

平成 2 6 年

# 1 2 月 定例会提案議案概要

1 1 月 2 5 日 送付

## 3 5 議案

- ・ 専決処分 1 議案
- ・ 補正予算 9 議案
- ・ 条例 1 3 議案
- ・ 事件議案 1 2 議案



## 専決処分予算関係

### ■11/21 付専決

議案第108号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第3号）

平成26年度長浜市一般会計補正予算（第6号）

【内容】衆議院議員選挙費 56,000千円

衆議院議員選挙の執行に係る経費を予算措置したものです。

## 補正予算関係

議案第109号 平成26年度長浜市一般会計補正予算（第7号）

議案第110号 平成26年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第111号 平成26年度長浜市診療所特別会計補正予算（第3号）

議案第112号 平成26年度長浜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第113号 平成26年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第114号 平成26年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第115号 平成26年度長浜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第116号 平成26年度長浜市木之本・高月水道事業会計補正予算（第1号）

議案第117号 平成26年度長浜市病院事業会計補正予算（第1号）

## 条例関係

所管課	内容										
幼児課 子育て支援 課	<p><u>議案第118号 長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</u></p> <p><u>議案第119号 長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</u></p> <p><u>議案第120号 長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</u></p> <p>子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されることに伴い、必要となる基準を定めるものです。</p> <p>【制定内容】</p> <p>①特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員、運営、給付等に関する基準 → 国基準どおり</p> <p>②特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員、運営、給付等に関する基準 → 国基準どおり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>小規模保育</td> <td>6～19人</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">} 市の認可事業</p>	区分	利用定員	家庭的保育	5人以下	小規模保育	6～19人	居宅訪問型保育	1人	事業所内保育	—
区分	利用定員										
家庭的保育	5人以下										
小規模保育	6～19人										
居宅訪問型保育	1人										
事業所内保育	—										

	<p>③家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の設備及び運営に関する基準</p> <p>家庭的保育事業などは市が認可するため、設備、職員、保育時間等について基準を定めます。</p> <p>本市が定める運営基準は、国が示す基準を満たすことのほか、従来の本市における基準と同程度になることを基本とするため、設備や職員の要件に独自基準を設けることにより、子どもの安全を一層確保しています。</p> <p>④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準</p> <p>本市が定める運営基準は、国が示す基準に従うことを基本とし、対象児童は小学6年生までとなりますが、専用区画面積（児童1人概ね1.65㎡以上）や1支援単位の児童数（概ね40人以下）等については、新たな待機児童が生じるおそれがあることから、経過措置を設けます。</p> <p>施行日：①、② 子ども・子育て支援法の施行の日 ③、④ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日</p>
<p>幼児課</p>	<p><u>議案第121号 長浜市保育所条例等の一部改正について</u></p> <p>平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、関連する本市条例を改正するものです。</p> <p>また、あわせて保育園の閉園及び認定こども園の開園に伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>【改正条例】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長浜市保育所条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大谷保育園の廃止</li> <li>・南、浅井、びわ、虎姫、高月、木之本、余呉、西浅井保育園の削除</li> <li>・保育料の改正 <p>子ども・子育て支援法に規定する政令で定める額を限度とする。 (改正前：児童福祉法で規定する額)</p> </li> </ul> </li> <li>2. 長浜市立学校の設置等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・六荘、あざい、びわ、とらひめ、高月、木之本、よご、西浅井幼稚園の削除</li> </ul> </li> <li>3. 長浜市立幼稚園保育料条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料の改正 <p>子ども・子育て支援法に規定する政令で定める額を限度とする。 (改正前：年額72,000円)</p> </li> </ul> </li> <li>4. 長浜市立認定こども園の設置等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・たかつき認定こども園：長浜市高月町東柳野15番地1</li> <li>・きのもと認定こども園：長浜市木之本町木之本698番地2</li> </ul> </li> </ol>

	<p>・保育料の改正 子ども・子育て支援法に規定する政令で定める額を限度とする。</p> <p>【廃止条例】</p> <p>5. 長浜市保育の実施に関する条例 「保育の必要性」の認定に関する規定が、子ども・子育て支援法で規定されるため条例は廃止します。</p> <p>施行日：子ども・子育て支援法の施行の日 ただし、大谷保育園の廃止及びたかつき・きのもと認定こども園の位置については、平成27年4月1日</p>						
<p>総務課</p>	<p><u>議案第122号 長浜市情報公開条例等の一部改正について</u></p> <p>「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されることに伴い、対象となる本市3条例の引用条項等を改正するものです。</p> <p>【改正条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市情報公開条例</li> <li>・長浜市個人情報保護条例</li> <li>・長浜市職員退職手当条例</li> </ul> <p>施行日：平成27年4月1日</p>						
<p>行政経営改革室</p>	<p><u>議案第123号 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</u></p> <p>附属機関の委員報酬の額の均衡を図るため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬の額を統一</li> </ul> <table border="1" data-bbox="504 1435 1206 1585"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学識経験を有する委員</td> <td>日額 7,100円</td> </tr> <tr> <td>その他の委員</td> <td>日額 4,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※しょうがい者自立支援審査会及び介護認定審査会の委員を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過措置 施行の日において当該附属機関の委員であるものは、平成30年3月31日までを限度として、その任期が終了するまでの間は現行の報酬額を支給する。</li> </ul> <p>【関連条例】（附則であわせて一部改正します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市職員旅費支給条例</li> <li>・長浜市青少年問題協議会設置条例</li> </ul> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	区分	報酬額	学識経験を有する委員	日額 7,100円	その他の委員	日額 4,400円
区分	報酬額						
学識経験を有する委員	日額 7,100円						
その他の委員	日額 4,400円						

**議案第124号 長浜市職員の給与に関する条例及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について**

平成26年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告等を踏まえ、職員給与の改定を行うため、本市条例の一部を改正するものです。

**【改正内容】**

■本年の給与改定関係

	内容	改正案
①	給料表の改定	若年層が在職する号俸を中心に、給料月額を平均0.47%引上げ 改定率：0.00～1.28%、対象者：1,041人 (平成26年4月1日遡及適用)
②	初任給調整手当	医師の初任給調整手当を引上げ、 現行：1年目月額410,900円 → 改正案：412,200円 対象者：5人 (平成26年4月1日遡及適用)
③	通勤手当	交通用具使用者の通勤手当を距離区分に応じて引上げ 対象者：615人 例) 片道5km以上10km未満 現行：4,100円 → 改正案：4,200円 例) 片道20km以上25km未満 現行：11,300円 → 改正案：12,900円 (平成26年4月1日遡及適用)
④	勤勉手当	支給月数を3.95月から4.10月に引上げ(+0.15月)
⑤	寒冷地手当	支給地域の改定により廃止 現行：余呉地域のみ対象 例) 世帯主・扶養者あり：17,800円 改正案：全市域が対象外

<参考> 人事院勧告に伴う影響額 90,914千円(一般会計、特別会計等)

■給与制度の総合的見直し関係

	内容	改正案
⑥	給料表の改定	50歳台後半層が在職する号俸を中心に、給料月額を平均1.70%引下げ 改定率：0.00～△3.95%、対象者：1,036人 ただし、平成29年度までの3年間、現給保障の経過措置を設ける。 ※制度改正の原資確保のため、平成27年1月1日昇給を1号俸抑制

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">⑦</td> <td style="width: 20%;">地域手当</td> <td>支給割合を段階的に上げる。          現行：1.5%          平成28年度：2.0%          平成29年度：2.5%          平成30年度：3.0%（本則）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧</td> <td>単身赴任手当</td> <td>基礎額、加算額を引上げ（平成27年度から段階的に実施）</td> </tr> </table> <p>【関連条例】（附則であわせて一部改正します。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市職員の育児休業等に関する条例</li> </ul> <p>施行日：公布の日          ただし、⑤ ⑥ ⑦ ⑧は平成27年4月1日</p>	⑦	地域手当	支給割合を段階的に上げる。 現行：1.5% 平成28年度：2.0% 平成29年度：2.5% 平成30年度：3.0%（本則）	⑧	単身赴任手当	基礎額、加算額を引上げ（平成27年度から段階的に実施）										
⑦	地域手当	支給割合を段階的に上げる。 現行：1.5% 平成28年度：2.0% 平成29年度：2.5% 平成30年度：3.0%（本則）															
⑧	単身赴任手当	基礎額、加算額を引上げ（平成27年度から段階的に実施）															
<p>税務課</p>	<p><b>議案第125号 長浜市税条例の一部改正について</b></p> <p>虎姫地域の非線引き都市計画区域への編入を含めた都市計画区域の再編が決定されるまでの間、都市計画税の課税を免除するため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>平成27年度と平成28年度の2年間、虎姫地域の市街化区域に対する都市計画税の課税を免除する。</p> <p>※虎姫地域の市街化区域については、合併協定により市町村の合併の特例等に関する法律の規定に基づいて、平成22年度から平成26年度までの5年間は都市計画税の課税を免除しています。</p> <p>施行日：公布の日</p>																
<p>総務課</p>	<p><b>議案第126号 長浜市行政財産目的外使用料条例の一部改正について</b></p> <p>市役所新庁舎の多目的ルーム等を市民に開放するにあたり、使用料を定めるため、本市条例の一部を改正するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区分</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ルーム1～4</td> <td>1時間</td> <td>190円</td> <td>1部屋当たり</td> </tr> <tr> <td>コミュニティルーム（和室）</td> <td>1時間</td> <td>190円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティルーム</td> <td>1時間</td> <td>190円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用料は上記の金額に消費税及び地方消費税を別途加算し、10円未満の端数を切り捨てた額です。</p> <p>施行日：平成27年4月1日</p>	区分	単位	金額	備考	多目的ルーム1～4	1時間	190円	1部屋当たり	コミュニティルーム（和室）	1時間	190円		コミュニティルーム	1時間	190円	
区分	単位	金額	備考														
多目的ルーム1～4	1時間	190円	1部屋当たり														
コミュニティルーム（和室）	1時間	190円															
コミュニティルーム	1時間	190円															

<p>保険医療課</p>	<p><b>議案第 127 号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について</b></p> <p>産科医療補償制度の掛金の額の見直しに伴う健康保険法施行令の改正により、本市条例の一部を改正するものです。</p> <p>■出産育児一時金制度</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現 行</td> <td style="text-align: center;">改正案</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">&lt;42 万円&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt;42 万円&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産科医療補償 掛金加算</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">3 万円</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">1.6 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出産育児一時金</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">39 万円</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">40.4 万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <p>施行日：平成 27 年 1 月 1 日</p>		現 行	改正案		<42 万円>	<42 万円>	産科医療補償 掛金加算	3 万円	1.6 万円	出産育児一時金	39 万円	40.4 万円
	現 行	改正案											
	<42 万円>	<42 万円>											
産科医療補償 掛金加算	3 万円	1.6 万円											
出産育児一時金	39 万円	40.4 万円											
<p>上下水道課</p>	<p><b>議案第 128 号 長浜市農業集落排水処理施設条例等の一部改正について</b></p> <p>長浜市域の上下水道事業の一体的な運用を目指していく中で、使用者負担の公平性を確保するため、短期使用の場合の基本料金算定に係る取扱いに関する規定を新たに設けることについて、対象となる本市 3 条例の一部を改正するものです。</p> <p>【改正条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長浜市農業集落排水処理施設条例</li> <li>・長浜市公共下水道使用料条例</li> <li>・長浜市簡易水道給水条例</li> </ul> <p>【改正内容】</p> <p>使用日数が 15 日以内の場合は基本料金を 2 分の 1 とする。 (長浜水道企業団の規定に統一)</p> <p>■下水道使用料（公共、農排）の例</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現 行</td> <td></td> <td style="text-align: center;">改正案</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用日数：15 日以内</td> <td style="text-align: center;">1,320 円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">660 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16 日以上 1 か月未満</td> <td style="text-align: center;">1,320 円</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">1,320 円</td> </tr> </table> <p>施行日：平成 27 年 4 月 1 日</p>		現 行		改正案	使用日数：15 日以内	1,320 円	⇒	660 円	16 日以上 1 か月未満	1,320 円	⇒	1,320 円
	現 行		改正案										
使用日数：15 日以内	1,320 円	⇒	660 円										
16 日以上 1 か月未満	1,320 円	⇒	1,320 円										
<p>防災危機管理課</p>	<p><b>議案第 129 号 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について</b></p> <p>「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「児童扶養手当法」の改正に伴い、本市条例の引用条項等を改正するものです。</p> <p>施行日：公布の日</p>												



農政課	<p><u>議案第 130 号 浅井ふれあいの里・プラザふくらの森条例の廃止について</u></p> <p>現在休館中の「浅井ふれあいの里・プラザふくらの森」を廃止することに伴い、本市条例を廃止するものです。</p> <p>【関連条例】（附則であわせて廃止します。）</p> <p>・浅井ふれあいの里・プラザふくらの森条例の停止に関する条例</p> <p>施行日：規則で定める日</p>
-----	---

### 事件関係

所管課	内 容
高齢福祉介護課	<p><u>議案第 131 号 湖北地域介護認定審査会共同設置規約の変更について</u></p> <p>審査会の執務場所を変更することについて米原市と協議することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>変更前 「長浜市役所東別館内」</p> <p>変更後 「長浜市役所内」</p>
契約検査課 （教育総務課）	<p><u>議案第 132 号・第 133 号 工事請負契約の変更について</u></p> <p>○議案第 132 号 工事請負契約の変更について</p> <p>（仮称）木之本認定こども園新築工事（建築）の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。</p> <p>変更前 561,600,000 円</p> <p>変更後 566,198,640 円</p> <p>※平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価及び平成 26 年度設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置の適用に伴う契約金額の変更</p> <p>○議案第 133 号 工事請負契約の変更について</p> <p>（仮称）高月認定こども園新築工事（建築）の契約金額を増額する変更契約を締結するものです。</p> <p>変更前 752,652,000 円</p> <p>変更後 755,221,320 円</p> <p>※平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価及び平成 26 年度設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置の適用に伴う契約金額の変更</p>
生涯学習・文化スポーツ課 歴史文化推進室 高齢福祉介護課 都市計画課 森林整備課	<p><u>議案第 134 号～第 142 号 指定管理者の指定について</u></p> <p>地方自治法の規定により、指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるものです。</p> <p>◎それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。</p> <p><u>議案第 134 号 南郷里公民館の指定管理者の指定について</u></p> <p><u>議案第 135 号 西黒田公民館等の指定管理者の指定について</u></p> <p><u>議案第 136 号 高月公民館の指定管理者の指定について</u></p> <p><u>議案第 137 号 小谷城戦国歴史資料館の指定管理者の指定について</u></p>

市民協働推進課 観光振興課	<u>議案第 138 号 湖北デイサービスセンターの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 139 号 虎姫駅コミュニティハウス等の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 140 号 高山キャンプ場の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 141 号 大見いこいの広場の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 142 号 己高庵の指定管理者の指定について</u>
------------------	---

#### 諮問関係

人権施策推進課	<u>諮問第 8 号・第 9 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</u> 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求めるものです。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住 所</th> <th style="text-align: center;">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長浜市七条町 6 7 3 番地</td> <td style="text-align: center;">樋口 幸永 (再任)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">長浜市南高田町 1 番 1 7 号</td> <td style="text-align: center;">高田 秀博 (再任)</td> </tr> </tbody> </table> 任期：平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日 (3 年)	住 所	氏 名	長浜市七条町 6 7 3 番地	樋口 幸永 (再任)	長浜市南高田町 1 番 1 7 号	高田 秀博 (再任)
住 所	氏 名						
長浜市七条町 6 7 3 番地	樋口 幸永 (再任)						
長浜市南高田町 1 番 1 7 号	高田 秀博 (再任)						

#### 報告関係

<b>市長の指定専決</b> 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告 損害賠償の額を定めることについて 3 件 内訳：公用車による事故 2 件 市道管理瑕疵による事故 1 件
---

## 議案第134号～第142号 指定管理者の指定について

所管課	内容
生涯学習・文化スポーツ課	<p><u>議案第134号 南郷里公民館の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：南郷里公民館</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市新栄町1065番地2</p> <p>名称：南郷里地域づくり協議会</p> <p>代表者：会長 加藤 敏秀</p> <p>指定期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日</p> <p><u>議案第135号 西黒田公民館等の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：西黒田公民館、本庄山村広場</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市常喜町500番地1</p> <p>名称：西黒田ふるさと振興会議</p> <p>代表者：会長 横田 増市</p> <p>指定期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日</p> <p><u>議案第136号 高月公民館の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：高月公民館</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市高月町渡岸寺141番地1</p> <p>名称：高月地域づくり協議会</p> <p>代表者：会長 村井 弘</p> <p>指定期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日</p>
歴史文化推進室	<p><u>議案第137号 小谷城戦国歴史資料館の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：小谷城戦国歴史資料館</p> <p>指定管理者</p> <p>所在地：長浜市小谷郡上町139番地</p> <p>名称：小谷城址保勝会</p> <p>代表者：会長 柴垣 勇</p> <p>指定期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日</p>

所管課	内容
高齢福祉介護課	<p><u>議案第 138 号 湖北デイサービスセンターの指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：湖北デイサービスセンター  指定管理者  所在地：長浜市湖北町速水 2 7 4 5 番地  名 称：社会福祉法人長浜市社会福祉協議会  代表者：会長 一居 隆夫  指定期間：平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p>
都市計画課	<p><u>議案第 139 号 虎姫駅コミュニティハウス等の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：虎姫駅コミュニティハウス、虎姫駅前多目的広場、  長浜市虎姫駅前駐車場、長浜市虎姫駅前第一駐輪場  所、長浜市虎姫駅前第二駐輪場所  指定管理者  所在地：長浜市田町 8 4 番地 6  名 称：株式会社まちづくり虎姫  代表者：代表取締役 山内 健次  指定期間：平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日</p>
森林整備課	<p><u>議案第 140 号 高山キャンプ場の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：高山キャンプ場  指定管理者  所在地：長浜市余呉町八戸 5 7 4 番地 1  名 称：株式会社ロハス余呉  代表者：代表取締役 辻 市夫  指定期間：平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 2 年 3 月 3 1 日</p>
市民協働推進課	<p><u>議案第 141 号 大見いこいの広場の指定管理者の指定について</u></p> <p>公の施設の名称：大見いこいの広場  指定管理者  所在地：長浜市木之本町木之本 1 7 5 7 番地 2  名 称：株式会社ふるさと夢公社きのもと  代表者：代表取締役 岩根 博之  指定期間：平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日</p>

所管課	内容
観光振興課	<p data-bbox="491 275 1141 309"><u>議案第 142 号 己高庵の指定管理者の指定について</u></p> <p data-bbox="515 320 831 353">公の施設の名称：己高庵</p> <p data-bbox="515 365 660 398">指定管理者</p> <p data-bbox="544 409 1134 443">所在地：長浜市木之本町木之本 1 7 5 7 番地 2</p> <p data-bbox="544 454 1082 488">名 称：株式会社ふるさと夢公社きのもと</p> <p data-bbox="544 499 970 533">代表者：代表取締役 岩根 博之</p> <p data-bbox="515 544 1222 577">指定期間：平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日</p>

## 第108号 平成26年度長浜市一般会計補正予算(第6号)の概要

平成26年11月21日の衆議院の解散に伴い、平成26年12月14日に衆議院議員総選挙が執行されることになったため、11月21日に補正予算の専決処分を行ったもの

### 一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,563,304	9,735,806	1,527,600	4,255,944	37,043,954
専決補正予算額(第6号)	56,000	56,000	0	0	0
補正後予算額	52,619,304	9,791,806	1,527,600	4,255,944	37,043,954

衆議院議員選挙費

56,000

衆議院議員選挙費

56,000【県:56,000】

# 第109号 平成26年度長浜市一般会計補正予算の概要(第7号)

## 一般会計

(単位:千円)

区 分	予算額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	52,619,304	9,791,806	1,527,600	4,255,944	37,043,954
12月補正予算額(第7号)	1,910,126	91,151	4,600	580,000 庁舎建設整備基金 580,000	1,234,375 普通交付税 1,234,375
補正後予算額	54,529,430	9,882,957	1,532,200	4,835,944	38,278,329

### 1. 給与改定関係

**774,697**

○職員給与費	給与改定によるもの	81,760
	退職手当の追加及び人事異動等によるもの	663,645
	賃金の追加	29,292

### 2. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

**371,429**

○IT推進事業費	中間サーバープラットフォーム利用負担金	1,246 【国:1,246】
○しょうがい者自立支援給付事業費	自立支援医療給付費追加	9,685 【国:4,842】 【県:2,421】
○高齢者福祉施設管理運営事業費	湖北福祉ステーション浴槽の更新 社会福祉法人グローへの補償金	12,286 19,500
○しょうがい者地域生活支援事業費	福祉避難所備蓄品	7,702 【県:7,702】
○健康増進がん検診事業費	検診業務委託料追加	7,095 【国:7,513】
○地域農業担い手支援事業費	農地集積協力事業交付金追加	18,086 【県:18,086】
○バイオ産業推進事業費	アグリビジネス活性化事業補助金	40,000 【国:40,000】
○上水道事業負担金	湖北簡水事業認可変更業務負担金等	14,745
○県営道路事業負担金	県営道路事業負担金追加	4,763
○雪寒対策事業費	除雪業務委託料追加	160,000
○道路橋りょう災害復旧事業費 【繰越明許費】	市道災害復旧(西浅井町中) 路肩復旧(余呉町下丹生)	41,700 【国:9,341】 【債:4,600】
○改良住宅譲渡事業費	改良住宅譲渡に伴う工事費の追加	16,000
○繰出金	国民健康保険、介護保険、公共下水道 農業集落排水	18,621

### 3. 基金の積立等

**764,000**

○庁舎整備事業費	財源更正(庁舎建設整備基金の繰入追加)	0 【基金:580,000】
○公有財産管理事務経費	教育施設整備基金積立金	764,000

#### ■債務負担行為

○大見いこいの広場指定管理料(H26~29)	10,149 企画部市民協働推進課
○南郷里公民館指定管理料(H26~29)	34,011 企画部生涯学習・文化スポーツ課
○西黒田公民館等指定管理料(H26~31)	43,860 企画部生涯学習・文化スポーツ課
○高月公民館指定管理料(H26~31)	54,870 企画部生涯学習・文化スポーツ課
○己高庵指定管理料(H26~29)	16,041 産業経済部観光振興課

○高山キャンプ場指定管理料(H26～31)	7,715	産業經濟部森林整備課
○虎姫駅コミュニティハウス等指定管理料(H26～30)	12,800	都市建設部都市計画課
○小谷城戦国歴史資料館指定管理料(H26～29)	14,103	教育委員会歴史文化推進室
○児童文化センター柵改修工事(H26～27)	3,500	健康福祉部子育て支援課
○豊公園長浜駅線整備事業(H26～27)	45,000	都市建設部都市計画課
○びわ文化学習センター屋上防水工事(H26～27)	43,000	企画部生涯学習・文化スポーツ課

#### ■繰越明許費

○公民館整備事業	神照公民館用地造成工事	70,000	企画部生涯学習・文化スポーツ課
○地福寺神照線整備事業	道路改良工事等	39,979	都市建設部都市計画課
○長浜まちなか地区整備事業	道路舗装工事	21,041	都市建設部都市計画課
○木之本穴師線整備事業	道路改良工事等	27,300	都市建設部道路河川課
○急傾斜地崩壊対策事業	木之本町西山	59,400	都市建設部道路河川課

#### 特別会計

第110号 平成26年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	職員給与費	5,521
第111号 平成26年度長浜市診療所特別会計補正予算(第3号)	医師派遣負担金等	4,774
第112号 平成26年度長浜市介護保険特別会計補正予算(第2号)	国県支出金精算等	98,112
第113号 平成26年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	職員給与費	2,495
第114号 平成26年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	処理場電気代等	5,145
第115号 平成26年度長浜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	職員給与費	1,396
	【繰越明許費】簡易水道施設整備事業(西浅井町塩津浜)	5,581

#### 企業会計

第116号 平成26年度長浜市木之本・高月水道事業会計補正予算(第1号)	職員給与費	17,460
第117号 平成26年度長浜市病院事業会計補正予算(第1号)	医薬品費追加	400,369
	【債務負担行為】市立長浜病院診療支援棟関連医療機器購入費(H26～27)	590,000